

議 事 録

令和6年10月10日

開催場所	伊賀市役所本庁5階 501会議室	13:35～16:12
会議名	第16回伊賀市農業委員会総会	
出席者	農業委員	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 松永 川口(一) 中原 田中 池町 福地 山本 稲森 折戸 西口 喜久永 (計19名)
	推進委員	吉岡 川口(貞)
欠席者	藤室 福岡 西尾 橋本 喜多	
事務局	福山 林 矢野 岡嶋 北田	
議 事		
議長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会第16回総会を開催します。	
議長	<p>まだ稲刈りが済んでいない方もおられまして、今日は5名の欠席でございます。飼料用米が今、刈る時期だそうで、皆頑張っております。</p> <p>先日タブレットをお渡し致しましたけども、非常に苦勞しております。絶対、これはもうちょっと教えてもらわんなんという方につきましては、マンツーマンで教えて頂くように要請をしておりますので、遠慮なく申し出ていただきたいというふうに思います。</p> <p>先日の農業新聞を見ますと、伊賀ふるさと農協の理事会もタブレット導入したというふうに載っております。世間が、こういうふうになってきておりますので、皆さん頑張っていたきたいというふうに思います。</p> <p>また、いろいろ申し上げております小売のお米の値段につきましては、5kg3,000円ちょっとというのが、落ち着いて参りました。このままでずっといくんかなというふうに思っておりますが、予想される来年6月の米の数量につきましては、かなり少なくなるんじゃないかというふうに思っておりますし、またその前になりますと、米の値段も上がってくるかなというふうに思っておりますし、いろいろと卸業者の販売の方法もあるというふうに思いますけれども、我々と致しましては生産者でございますので、また来年は、おいしい米を多く収穫したいなというふうに思っております。</p> <p>それでは、第16回伊賀市農業委員会総会を始めたいと思います。</p>	
議長	それでは、総会の成立報告を事務局に求めます。	
事務局	委員総数24名中現在19名の委員に出席を頂いています。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定にあります「総会の成立要件」、「過半数の出席」を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。	
議長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は、4番の高田委員、5番の西田委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっておりますので、ご承知おきください。	
議長	それでは、只今から議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数4件、筆数は田8筆、面積は合計15,073㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。	

議 長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～6について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。総会資料2ページをご覧ください。 No.1、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は108aで、取得後は118aとなります。農作業歴15年で、本人と妻が常時従事しています。農機具は田植機、トラクター、コンバインをそれぞれ1台ずつ共同所有しています。水稻を作付け予定です。譲受人の自宅は申請地の北東に隣接しており、効率的に耕作できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.2、3は譲受人が同一ですので併せて説明いたします。申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は7aで、取得後は2件併せて16aとなります。農作業歴は10年で本人が常時従事します。農機具は田植機、トラクター、コンバインをそれぞれ1台ずつリースで利用されています。水稻と露地野菜を作付け予定です。 譲渡人は本件土地を令和6年2月に相続により取得しましたが、遠方で農業経験もなく管理できないことから、亡くなった夫の兄弟である譲受人に贈与することになりました。近隣に住んでいることから、効率的に活用できると認められます。 なお、No.3については合計6名による共有名義になっていますが、利用については他の権利者と調整済みです。申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は10aで、取得後は40aとなります。農作業歴は10年で本人が常時従事します。農機具は田植機、トラクター、コンバインをそれぞれ1台ずつリースで利用されています。水稻を作付け予定です。 譲渡人は本件土地を令和6年2月に相続により取得しましたが、遠方で農業経験もなく管理できないことから、亡くなった夫の兄弟である譲受人に贈与することになりました。譲受人の住まいは遠方ですが、No.2、3の譲受人とは兄弟で、地元に住んでいることから農業の拠点になり、効率的に活用できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は214aで、取得後は215aとなります。農作業歴は70年で本人と妻が常時従事します。農機具は田植機、トラクター、コンバイン、耕うん機をそれぞれ1台ずつ保有されています。露地野菜を作付け予定です。申請地は譲受人の自宅の50mほどに位置し、効率的に活用できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は150aで、取得後は158aとなります。農作業歴は15年で本人が常時従事します。農機具は耕運機を1台ずつ所有し、必要に応じて各種農機具をリースで利用されています。露地野菜を作付け予定です。 譲渡人は遠方で管理できないことから、譲受人に贈与することになりました。申請地は譲受人の自宅から200mほどに位置し、効率的に活用できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、花之木地区、古山地区、丸柱地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
門口委員	No.1から4まで、9月の30日に関係者で立ち合いをしております。 No.1はですね、譲受人の〇〇さんの家の裏手にある農地になります。前から耕作をしております、今回〇〇さんが売買されるということになって、購入したれという話です。構造改善は以前から変わらないという状態になります。 No.2からNo.4については、〇〇さんの従弟さんがいずれの田んぼについても贈与されたという形です。No.2と3の〇〇さんは兄という関係で、No.4の〇〇さんの畑のほうも一緒に管理することになっておりまして、贈与で名義変更を行います、何ら問題は無いかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。
中原委員	古山です。10月の2日に現地確認をしまして、以前、譲受人の育苗ハウスで借りていて、ハウスを撤去してからは暫く使って無かったですけれども、この度贈与ということで、何ら問題無いと思いますので、よろしくをお願いします。

福地委員	6番丸柱です。事務局の説明の通りでございますが、譲渡人につきましては、丸柱にあった実家の方がもうすでに誰も住んでおらないということで、ご本人がすでに茨城県の方へ嫁がれてということで、もう1点は説明がありましたが、譲受人の方の自宅に戻る途中に、道路に隣接してる圃場整備のされてない、62㎡の小さなものなんですけれども、畑でございます、茨城県からこのために管理に帰ってくるということもなかなか難しいということで、今回、双方、渡人受人ともに旧来の知り合い同志ということから、今回の案件提出となったものでございます。 現地確認をいたしました、現地を見る限りにおいても、何ら問題はないという判断ができましたので、皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～6については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第1号No.7～12について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.7、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は500aで、取得後は509aとなります。譲受人は令和3年に設立された農地所有適格法人で、代表の農作業歴は20年、役員4名中4名が農作業に常時従事しています。農機具は田植機、トラクター、コンバイン、耕うん機をそれぞれ1台ずつリースで利用され、軽トラック3台と草刈り機1台を所有しています。水稻を作付け予定です。 譲渡人は、本件土地を相続により取得しましたが、農業経験もなく管理できないことから、譲受人に贈与することになりました。譲受人は槇山で6,000㎡ほど畑も管理していることから、効率的に活用できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8、申請内容は議案書のとおりです。 同一世帯員間での贈与であることから、譲受人の取得後の耕作面積は322aで変わりません。農作業歴は〇〇さんが32年、〇〇さんが29年で常時従事されており、農機具は、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有されています。 申請地では引き続き水稻と野菜を耕作される計画で、自宅から200m以内にあることから取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は14aとなります。農作業歴は本人・妻とも36年農業に従事しております。農機具は、耕運機・草刈機それぞれ1台所有され、取得後はジャガイモ・ニンジン等野菜を耕作されます。親子間の贈与であり、申請地は自宅から徒歩2分程度であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.10、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は31aとなります。農作業歴は本人が40年農業に従事しております。農機具は、田植機・トラクター・テラー・コンバイン・乾燥機をそれぞれ1台所有され、取得後は水稻を耕作されます。譲受人の住所は名張市ですが、実家が三田にあり、農機具も実家にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。

事務局	No.11、申請内容については総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は78aとなります。農作業歴は本人が20年農業に従事しております。農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機、耕運機をそれぞれ1台所有され、取得後は水田を耕作されます。譲受人の住所は現在阿保ですが、実家が隣地にあり、周辺も多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.12、申請内容については総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は143aとなります。農作業歴は本人が45年、妻が30年、子が10年農業に従事しております。農機具は、トラクター、田植え機をそれぞれ1台所有され、取得後は水稲を耕作されます。申請地は自宅から徒歩2分程度で、周辺で多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、玉滝地区、神戸地区、新居・三田地区、府中地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
稲森委員	去る10月の3日に現地確認を行いまして、事務局の方と関係者3名で現地を見に行きました。この持ち主の〇〇さんがもう高齢で、今後も利用できないということで、今回〇〇さんに贈与するということでございます。 現地は、もうまん近所に家が建っておりますので、前みたいなことはないようお願いをいたしました。また、牛糞など発酵すると臭いがしたりしますので、そんなことだけは避けてくれというお願いをいたしました。 今後、野菜をまたつくるということでございます。また、今後も見守っていくつもりでございます。よろしく協議の方お願いをいたします。
松永委員	8番の案件でございます。事務局からご説明あったとおりで、9月27日に関係者で現地確認をし、本件は親子間の贈与でございまして、今年で3年半、3年ですか。なお、また年次的に贈与していくというふう聞いてます。 そういうことで、何ら問題無いと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
森田委員	9番からですが、10月3日の日に関係者一同で立ち会いを行いました。こちらは家族間の贈与なので問題なく、現状も綺麗にされてました。 三田のほうもそうでした。三田の方も問題なく耕作されるということで、そのように聞いております。 11番の野間なんですけれども、その少し前に他の方が買われたところを、やっぱり、実家のしてる田んぼの隣だとか、そういうことで、またこの方に引き継がれたということで、一番いいところに収まったかなというふうな感じに見受けられました。 他は事務局の説明のとおりで問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。
高田委員	12番、府中です。 9月30日に関係者等で立ち会いを行いました。続けて耕作するというので、何ら問題はないということで、審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	はい。 No.7ですけれど、事務局の説明では水稲を作付すると私、聞こえたんですけど、委員さんは畑をされるって言うてますと、どっちですにやろ。
稲森委員	〇〇さんから1名来られて、畑でするんやけれど、野菜を作るんやけれど、鍋に入れる特殊な野菜、匂いのする野菜を作りたいんやと。ちょっと野菜の名前を忘れたもんやから、普段聞き慣れやん名前やったもんで。
事務局	すいません、私の間違いです。畑作です。登記地目が田んぼで、元々田んぼだったもので、単純に水稲と言ってしまいました。
西田委員	前にも話がありましたが、臭いのする何を持ってくる？
稲森委員	今もって何を持ってくる訳ではない。前の槇山のほうは、牛糞。
西田委員	ここは畑作なのに、何で牛糞を持ってくるの？
稲森委員	ここには何を持ってくるとかそんな事は決まってない。草が2m位生えているところをならして、野菜作りをしたいと。

西田委員	この会社は前回、牛糞を持ってきて臭いをさせたっていう話。
稲森委員	そうそう。今回も同じようなことをされたら叶わんと。ほん隣に民家があるので、苦情が出たらかなんというので、立ち合いの時にそんな物は持ってきてせんといってくれとお願いをしたと。
西田委員	前回臭いがしたところは、現在ならしてあんの？
稲森委員	前は藁と牛糞を山盛りにしてあったんだけど、今現在はもう平らにならしてあるんや。
西田委員	それで、臭いはしなくなった？
稲森委員	もうそんなにしやへんようになった、臭いが。
西田委員	この会社は、なんで牛糞を持ってくる？
稲森委員	それは、どこから持ってきてるのかは、儂も分からんのやけどな。
西田委員	〇〇に会社があるんですか？
稲森委員	会社はな。そこで従業員が4名かな。
西田委員	この会社はどんな業務をやってるの？
事務局	農業、畑作です。
西田委員	それは分かるけど。牛糞は何で出てくるの？
事務局	肥料として入荷していると。
西田委員	食品残渣なんか運んだら許可が欲しいやろ。これは一体何をしているんやろう。
事務局	牛糞を産業廃棄物として捨てているのであれば、それは違法な話なんですけれど、あくまで肥料として投入しているので。肥料です。
西田委員	肥料を入れているってこと？
事務局	そうです。
西田委員	どこからか買ってくるのか。
事務局	はい。以前にはそういう盛ったままになっていたということで～
西田委員	それは、盛ったということは肥料投入っていう世界の話じゃない。肥料を盛ってるってことやんか。
稲森委員	わらも一緒に混ぜてあったさかいに、わらを腐らすために一旦盛っというて、大方腐った頃にならすという感じやな、あれ。で、今はもうきれいにならしてしもて。どっからもて来てるのかは分からへんけれども。
議長	それでよろしいか。他にございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.7～12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.7～12について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.7～12については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第1号No.13～17について、事務局の説明を求めます。

事務局	No.13、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は0aで、新規就農となりますので、営農計画書が提出されています。 本人と夫が常時従事します。農機具はありませんが、居宅に隣接する狭小な畑のため、当面は鍬や鎌で対応します。 自家消費用の野菜を作付け予定です。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.14、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は12aで、取得後は19aとなります農作業歴は30年で、本人と妻、母が常時従事しています。農機具は管理機および草刈り機を1台ずつ保有しており今後トラクターを購入予定です。露地野菜を作付け予定です。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.15、16は譲受人が同一ですので、併せて説明いたします。申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は261aで、取得後は2件併せて311aとなります。 譲受人は平成10年に設立された畜産を主とする法人で、取締役4名のうち3名が農作業に常時従事しています。 農機具はトラクター5台、耕運機2台、コンバイン1台、草刈機3台、軽トラック1台を保有していて、申請地においては飼料用の作物、おもにトウモロコシを作付け予定です。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.17、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は19aで、取得後は24aとなります。農作業歴は15年で本人と母が常時従事しています。農機具は田植機、トラクター、コンバインをそれぞれ1台ずつ保有しています。キャベツ等の露地野菜を作付け予定です。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、友生地区、中瀬地区、猪田地区、古山地区、阿保地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
大田委員	No.13の友生ですけれど、10月の2日に関係者で立ち会いを行いまして現地確認を行いました。 詳細については事務局より報告のあった通りで、当該地は譲受人の居宅の、宅地の目の前で、数年前までは荒れてたということなんですけども、もう今きれいに草刈りもされてまして、管理をされてまして、自分と野菜を作るといことですので、何ら問題はないというふうに判断をしておりますので、よろしくお願ひします。
西田委員	はい、14番の中瀬です。事務局の説明の通りでございますけど、譲受人の近くの畑でございまして、贈与でもらい受けるということでございまして、はい。以上です。
川口委員	はい。9月26日に現地立ち合いをさせて頂きまして、一応2番目で2回させて頂いたんですけど、今回は買う、買い取りするっていう事で。飼料作物を作ってまして、とうもろこしを作るといってました。まあ、別段問題はございませんので、ご審議をお願いいたします。
中原委員	古山です。今、猪田の農業委員さんが言ってくれたとおり、私はこれ8月に確認に行ったわけなんですけども、〇〇さんが作っている後ということで、〇〇さんにもう売ったことですのでご審議よろしくお願ひいたします。
折戸委員	10月1日に関係者一同で現地確認を行いました。事務局のいうとおり問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.13～17について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.13～17について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.13～17については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～7について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。総会資料4ページからです。 No.1、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、小田地区市民センターの南西150mほどに位置する、〇〇の〇〇の北に広がる農地の一角で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に該当します。施設の概要は太陽光発電施設用地で、パネル設置枚数は170枚で439.15㎡、その他管理上必要な面積として555.85㎡を整備する計画です。 土地造成は整地のみで、取水、汚水はなく、雨水は自然浸透及び南側の既設水路に放流します。安全対策のため境界から1mほどセットバックした位置にフェンスを設置します。定期的に草刈等の管理行う予定です。資金計画については資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に支障はありません。用途区域が定められた旧市街化区域内農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.2、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、小田地区市民センターの西200mほどに位置する、〇〇の〇〇の北に広がる農地の一角で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に該当します。施設の概要は太陽光発電施設用地で、パネル設置枚数は184枚で501.61㎡、駐車スペース65.4㎡、メンテナンススペース81.7㎡で、その他管理上必要な面積として911.29㎡を整備する計画です。 土地造成は整地のみで、安全対策のため境界から1.6mほどセットバックした位置にフェンスを設置します。定期的に草刈等の管理行う予定です。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透に由処理します。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、土地改良区には協議済みです。周辺の農地に支障はありません。用途区域が定められた旧市街化区域内農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.3、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、小田地区市民センターの西500mほどに位置し、〇〇の〇〇の北に広がる農地の一角で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に該当します。施設の概要は、住宅1棟132.51㎡、倉庫1棟140㎡を建築し、駐車場3台分と合わせて利用する計画です。住宅の所要面積は316㎡で、必要最小限の建蔽率22%以上の条件を満たしています。倉庫敷地は363.4㎡、駐車場は142.2㎡の内訳です。 土地造成は1mほど盛土をし、隣地境界には土砂の流出防止のためコンクリート擁壁を設置します。取水は前面道路に水道管が無く、既存の水道管から100mほど新たに敷設する必要があるかなりの費用負担となることから、現段階では井戸水を利用する計画です。汚水は合併浄化槽を設置し、南側の既設水路に放流します。雨水も南側の既設水路に放流します。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、土地改良区とも協議済みです。周辺の農地に支障はありません。市の土地利用条例手続きも完了しています。用途区域が定められた旧市街化区域内農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>

事務局	<p>No.4、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、服部町の住宅分譲地内の一角で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に該当します。施設の概要は、住宅10棟分の分譲地の造成で、一区画当たり約215㎡となります。土地造成は整地のみで、取水は各区画に前面道路から引き込み、汚水は合併浄化槽をそれぞれ設置し市の道路埋設污水管に接続放流します。雨水については、雨水枡を設け、市の道路埋設污水管に接続放流します。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺の農地に支障はありません。 開発許可については協議済みで、市の土地利用条例手続きも完了しています。用途区域が定められた旧市街化区域内農地であり、住宅地として整備された団地内の農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.5、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀市桂の集落の西600mほどに位置する農用地の端で道路と山と雑種地に挟まれた土地で、令和6年9月30日付で農用地の除外がなされ第1種農地に該当しますが、隣接地と同一の事業目的で一体利用する場合で、面積がその3分の1を超えない面積であるため、農地法施行規則第36条に該当し、転用は可能となります。施設の概要は、隣接地の雑種地(890㎡)を所有する受人が、一体的に資材置場として利用するために車両の出入り口を設置すると共に資材置場にする計画です。土地造成は整地のみで、取水および汚水はなく雨水は自然浸透により処理します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺の農地に支障はありません。 申請地は道路と受け人の所有する雑種地(890㎡)に挟まれた土地で、一体的に利用することもやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.6、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、丸柱地区市民センターの北300mほどに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、自動車整備の資格を持つ受人が、整備のための作業場を設け、事務所、倉庫兼ガレージを建設する計画です。事務所兼作業所の建築面積は137.97㎡、倉庫兼ガレージは48㎡で、その他のスペースは、自動車の搬入車両の乗り入れスペースや回転場として利用します。 土地造成は整地のみ、土砂の流出、堆積を生じないよう土留めによる防護工事を行います。 取水は北側道路の埋設管から引き込み、汚水は浄化槽を設置し北側も既設水路に放流します。雨水も同様に北側既設水路に放流します。受人は京都で自動車整備業を営んでいますが、伊賀市を何度か訪れ、土地柄が気に入ったらしく、ここで事業をしたいと思いついたとのこと。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺の農地に支障はありません。他にもなく本件土地以外に代替地もないことから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.7、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、丸柱地区市民センターの北250mほどに位置する土地で、令和6年9月30日付で農用地の除外がなされ、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、譲受人の経営するアトリエに隣接する来客用の駐車場4台分です。進入口となる道路高さまで1.2m盛土を行い、土砂の流出や堆積(たいせき)を生じないように土留めをし、周囲にはフェンスを設置する防護工事を行います。取水はなく、排水は雨水のみで、北側及び東側の既設水路を利用し、また南側の道路境界にも新たにU字溝を設け放流する計画です。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺の農地に支障はありません。 自身の経営するアトリエの東に隣接する土地を来客用駐車場にするという目的であり、代替地もなく、転用はやむをえないものと考えられます。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、小田・上野地区、古山地区、丸柱地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p>

玉岡委員	<p>No.1から。10月3日に関係者一同、現地確認を行いました。先ほど事務局からのご説明の通りでございます。</p> <p>毎月のように、この小田地内では太陽光発電の農地転用ということで確認するんですけど、このNo.1も、以前太陽光発電したその隣というようなことで、先ほどの農地も用途地域というようなことですので、仕方がないというよりも開発されるというのはやむを得んなどと思っております。</p> <p>No.2につきましては、これも小田地内の太陽光発電施設ということで10月3日に現地確認し、先ほど事務局からのご説明の通りでございます、ここも毎月のように1枚1枚というような形で太陽光発電施設ができてきているような状態でございます。</p> <p>そしてNo.3、この物件につきましては〇〇さんってこれ「〇〇」さんで、これ長男さんの住宅地を建設するというようなことで、農地を分譲して登記をするというようなことです。何ら問題無いと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>No.4につきましては、服部町、堤防があってその向こうは服部川ということで、周辺はもう住居に囲まれた農地、今までから農地パトロールでも「立派な農地やなあ」ということで、よくパトロールの中でも話が出てたんですけど、もう最終的にここも、こういう宅地分譲ということで開発されるということです。事務局からのご説明の通りの内容でございますので、よろしくお願ひいたします。</p>
中原委員	<p>古山です。10月1日に確認に行きました。事務局の説明どおりということで、現状雑種地に囲まれた線まで畑、現在耕作をされてませんので、仕方がないかなというふうに思っております。以上です、よろしくお願ひいたします。</p>
福地委員	<p>6番、7番同じ丸柱で私でございますので、続けて説明させていただきます。</p> <p>まず6番でございますが、譲受人は事務局から説明のありましたように、伏見区の方で今現在の施設の概要に上がっておりますと同様の仕事を生業としており、以前から周辺の土地も含めて、良いところがないのかなということで丸柱へも何度も足を運ばれておったと。この話につきましては、現在の推進委員さんである丸柱の方も何度か顔を合わせて、すでに良いところがあったらねという話をされてたというふうなことも、推進委員さんの方からも聞いておりました。</p> <p>今回この申請地につきましては、譲渡人の方はですねやはりちょっと家から遠く、すでにもう自宅の方もございませんでして、それだけのためについていうふうなことがあったんですが、それでも綺麗に草も刈り管理をされているというところから、譲受人さんの方が道路の高さも同じで使い勝手が良いという判断の中から、今回5条の申請に至ったというところでございます。</p> <p>現地を確認をいたしました、何か問題が発生するような状況にはありませんでしたので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
福地委員	<p>続きまして7番でございます。土地はこの6番とほぼ同じような所でございますけれども、事務局の説明にありましたように、当該申請地の隣接してるところにこの譲受人の〇〇さんがすでにアトリエを開いております。アトリエの方は従前から宅地であったことから何ら問題はなく工事を完成し、現在営業しておるんですけども、県道からの奥行きが現在あるアトリエの部分での奥行きが余りにも短くてですね、駐車場として転向して止める或いは出入りするについてはちょっと危険もあるなというふうな判断を以前からされておって、今回の申請につきましてはアトリエにし、隣接するところの雑種地への転用ということでございます。</p> <p>現状108㎡というところでございますが、実はこの108㎡の土地につきましては、すり鉢状の底にあるようなところでございまして、実際に所有者の〇〇さんが持たれておったんですけども、すでにもう周りが、このような今説明をしております状況にありまして、たまたま譲受人の方も、今説明をいたしましたように、駐車場として利用したいということからお互いに話がまとまりまして、今回の5条の申請に至ったところでございます。</p> <p>現地の確認をいたしました、この7番につきましても現状問題なしという判断をいたしましたので、6番と合わせまして審議の方よろしくお願ひをいたします。</p>
議 長	<p>3番は名前が違う？</p>
事務局	<p>すいません。3番の譲渡人につきましては、〇〇さんとなっているんですが、〇〇さんの間違いです。申し訳ありません。譲渡人と譲受人は親子の関係です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>

議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第2号No.1～7について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1～7について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～7については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第2号No.8～12について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.8、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は倉部公民館から南西へ200mほどに位置し、周囲を宅地及び雑種地で囲まれていることから、第2種農地と判断します。空き家となっている住宅を譲渡人と譲受人で売買しようとしたところ、一体利用している建物敷地の一部が農地であることが判明したことから顛末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことも困難であるため今回の転用はやむを得ないと判断します。 申請地に建築されている物置倉庫2棟は現況のまま利用し、庭は物干し場や花壇として利用する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 また、本日、柘植地区の農業委員さんは欠席されていますが、9月30日に関係者一同で現地立会を行い、委員さんに問題がないとの意見をいただいています。
事務局	No.9、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は名阪国道下柘植インターから南東へ650mほどで、県道伊賀大山田線から愛田集落内へ繋がる市道との接点に位置し、第2種農地と判断します。譲渡人は農地の管理が難しかったことから、これまで愛田区で申請地を管理していましたが、愛田の集落への進入口にあることから、愛田区として譲り受け花壇などを設置してふれあい広場として利用することになったものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。 工事期間は許可日から令和6年12月31日までとなっており、土地造成は整地を行い、周囲に石積を設け土砂の流出を防止します。また、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.10、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は名阪国道御代インターから北へ300mほどに位置し、周囲を宅地と雑種地に囲まれており、第2種農地と判断します。譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、申請地は譲受人の実家に隣接していることから、土地を贈与のうえ居宅1棟を新築し、また駐車場としても利用したいとのことであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。 また、建ぺい率は適正な建ぺい率22%を超えており問題ありません。工事期間は許可日から令和7年6月29日までとなっており、土地造成は整地をし、取水は上水道を利用、雑排水は宅地内に排水管を新設し公共下水道へ放流し、雨水は自然浸透及び既設排水路へ放流する計画です。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.11、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は西柘植小学校から南へ200mほどに位置し、令和6年9月30日に農用地区域内農地から除外されており、第2種農地と判断します。 譲受人が実家の近隣で住宅を建てられるところを探していたところ、知人を通じて農地の管理に困っていた譲渡人と話がまとまったものであり、申請地では居宅1棟を新築のうえカーポートとしても利用するとのことで、今回の転用はやむを得ないと判断します。 また、建ぺい率は適正な建ぺい率22%を超えており問題ありません。 工事期間は許可日から令和7年6月30日までとなっており、土地造成は地盤改良のうえ造成工事を行い、取水は南側道路埋設水道管より引込み、汚水は集落排水へ放流、雨水は宅地内に設置した桝より既設水路へ放流する計画です。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	<p>No.12、申請内容については総会資料のとおりです。</p> <p>申請地は、JR伊賀上野駅より東へ約1kmに位置し、三田字中島268番1、269番3、270番1、271番2、大谷字下川原1144番2については、周囲を川と宅地に囲まれた10ha未満の生産性の低い一団の農地であるため第2種農地、それ以外の農地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は、市街地化の傾向が著しい区域内にあり、一級河川、工場、道路に囲まれた狭小の農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p> <p>転用計画によると、一体利用地を含む合計13,137㎡の土地に、太陽光パネル2,108枚、パワーコンディショナー18台、キュービクル1台を設置する計画です。また、県、市の関係部局に申請並びに届出するとともに、関係法令等の確認や留意事項、譲受人等に果たしていただきたい事項をお願いしています。工事計画は許可日より令和7年7月28日までの計画です。</p> <p>取水、汚水、雑排水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び排水計画に伴う流出量の算定根拠及び各排水路の断面決定の根拠を明らかにした流量計算を行い、その計算に基づいて新設水路及び集水柵に排水する計画です。土地改良区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、西柘植地区、三田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p>
田中委員	<p>9番ですけれども、先程事務局の方から説明ありましたように、9月の27日に関係者一同が現地で確認いたしました。当該箇所は現在、花壇を区が管理されており、転用後もこの花壇として管理されると思いますので、全然問題はないと思います。</p> <p>10番は、御代の親子の関係で、隣接する住居の横に家を新築するというので、これも今休耕されてますけれども、何か問題はないと思います。</p> <p>11番の件ですけれども、譲受人の〇〇さんが、今事務局から説明のありましたように家を建てたいということで土地を探していたところ、知人から紹介された今のこの場所を転用して住居を建てるということで、何ら問題は無いのでよろしくをお願いします。</p>
森田委員	<p>10月3日に、関係者一同で立ち会いを行いました。この面積を予め書類を貰ったときには「どんなに」って思ったんですけれども、諏訪から市内に下りる〇〇を降りてきた一番下のところにある、〇〇から抜けた道の左側ずっと一帯なんですけれども、背丈2mぐらいの雑草が生い茂っていて、水路の上のグレーチングと農道が少しわかるぐらいのところ、ちょっと歩かせて貰ったんですけれども、ほとんど耕作放棄地になっていました。そんなところなので、仕方がないかなと思うんですけれども、その東側の方はまだ耕作をされている方達がたくさんいて、今年も作付けが終わって稲刈りが終わったところもあるので、特に水路の確保のための草刈のことを地元の農業委員さんがすごくお願いをされていたので、そういう方向で業者さんに譲り渡しても草刈の徹底をということでお願いをされましたので、そういう方向で今後管理をしてくれると思うんですけれども。そんな状況でした。審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
西田委員	<p>三田の大規模太陽光発電の計画ですけれど、具体的に場所を地図みたいなものを見せてもらいたいのと、一部第2種で他がほぼすべて第3種ということですよ。13,000㎡のうち第2種は何㎡くらい？</p>
事務局	<p>場所は前の〇〇株式会社の東側のところ、諏訪から下りてきて、道がカーブして、その左側です。</p>
西田委員	<p>それ、昔、太陽光やったよね。</p>
事務局	<p>何回か太陽光をやっていますが、その東側です。</p>
西田委員	<p>これ、残ってるところにするんやろ。</p>
事務局	<p>現地の西側については工場だらけです。丁度工場が途切れた所、〇〇とかたくさん工場のある、あの道沿いですね。諏訪から下りてくる道が地面と同じ高さになるあたり。</p>
西田委員	<p>柘植川の横。山の手と違うんや。平地ですんや。</p>
事務局	<p>工場と地続きになります。</p>

門口委員	すいません全然違うことで。全部で13,000㎡、電力に直したら何kwになるの？
事務局	900何kw。
門口委員	500kwを超えたらね、水利に関する説明とかね、色々なハードルが上がると思う。そういう話は既にクリアされているねんな。
事務局	この計画は5年も前からやっていますので、何度も地元の地区で説明、区長さんも了解しています。
門口委員	では、もう一つ教えてください。この土地は全部賃貸？売買？
事務局	売買です。
門口委員	で、あとは中部電力への申請とかは終わっている？
事務局	当然、はい。すべての協議は終わっていますし、大事なところとの申請も終わっていますし、許可も下りていますし、関係各位についても全員終わっています。
西田委員	伊賀市の指導要綱ありますやんか。5,000㎡からのガイドラインか。その事前協議はどんなの。
事務局	もう、当然終わっております。事前協議、5,000㎡の、建設管理課の事前協議。
西田委員	で、その協議の中で、さっき言った排水の事とかそんなやつとかをクリアした、ということですよ。
事務局	そうです、はい。
西田委員	因みに放流先はどこになるの？
事務局	放流先としては、最後は柘植川です。
西田委員	うん、最後は柘植川。一時放流先は？直線そなん川へ放れやんやろ。
事務局	その、西側にある、三郷井堰のところですね。柘植川に即した井堰、三郷井堰という大きなのがありますので、放流、あの、団地の西側、南側にある、西側、三郷井堰、柘植川の、はい。
西田委員	土地は造成しますの？
事務局	はい、造成、どっちも造成。
福地委員	この中で、さっきの3条一筆だけ田んぼ作る言うてるのあるけど。
事務局	はい、除いてあります。
福地委員	そら、当然除くやろうけど、水利の関係とかどうなるの？
事務局	水利はあの、その、先程ちょっと申し上げた水利計算書が出ています。
福地委員	そんな事言うてない。そこの田への水利は大丈夫ですかっていう。それと排水の関係～
事務局	はい、排水については、新た、その、何か所かに新設のマスを設けて、あの、排水する計画、あの～
福地委員	そんな事言うてないって。
西田委員	農地に関して、被害が出ないかって話。
事務局	それはもう、確認しております。そこは～
西田委員	そうじゃ無しに、どう確認してるんや。
事務局	道の、道とは離れておりまして、太陽光と道路は離れておりまして。
門口委員	そう言う砂防池のようなものを考えているんでしょ？水害が発生しないように、どこかへ水を取捨するようなものを作るんでしょ？このくらいの㎡になったら～
事務局	あの、沈砂枘とか会所枘とか当然設けて。はい、はい。

事務局	今回、場所が広いもので5つぐらいに分けて、A、B、C、D、Eの5ブロックだったかに分けて、事業を計画してますねん。やっぱり1個で全部っていう訳にいかへんので、広すぎて。
事務局	その3条の人、譲受人の〇〇さんっていう人なんですけど、この今のNo.12の資料の中の丁度万真ん中くらいか真ん中よりもちょっと下かな、譲渡人の方にも同じ〇〇さんがいて、事業を理解した上でと言いますか。太陽光に農地も売るし、自分も農業する農地が欲しいってことで3条も今月出てきたって話で。そこら辺は本人さんも分かった上での申請なので。営農はできると思ってるんです。
議長	よろしいですか。他にございませんか。 無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第2号No.8～12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.8～12について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.8～12については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第2号No.13～17について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.13、申請内容については総会資料のとおりです。 この案件は登記地目は宅地ですが、現況地目が畑であるため、議案書に上げております。申請地は服部町公民館から北西へ400mほどに位置し、周囲を宅地と雑種地に囲まれた10ha未満の生産性の低い一団の農地であることから、第2種農地となります。 申請地は、相当数の街区を形成している区域で狭小な農地が多いことから、今回の転用はやむをえないと判断します。取水は東側道路埋設水道管より引込み、汚水・雑排水は東側集落排水へ放流、雨水は既設側溝へ放流する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.14、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は名阪国道一之宮インターから北東に350mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は、平成23年から物置及び駐車場として使用していることから、顛末書を添付させての申請です。 申請地は、市街地化の傾向が著しい区域のため、今回の転用はやむをえないと判断します。取水、汚水、雑排水は無く、雨水は南側にある既設水路へ放流する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.15、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、甲野公民館から北東へ1.5kmに位置する農用地区域内農地です。 採取計画によりますと、全体面積19,652㎡、掘削面積16,559.5㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み、63,361.9㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後自社プラントへ搬出します。 埋め戻し土につきましては、掘削深5mの内、旧表土を0.1m、脱水ケーキを0.3m、山土を1m、旧床土を0.5m、改良土を3.1m充てる計画となっています。 山土については、株式会社〇〇の山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済みであり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、用悪水路から服部川へ放流します。

事務局	<p>事業については、自己資金で行う計画となっており、総事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しについては、当該申請者と〇〇の共同申請になっていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。</p> <p>また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請が行われるとともに、土壌汚染対策法、三重県自然環境保全条例及び三重県土砂条例に基づく手続きがされており、地元地区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。</p> <p>なお、本日、山田地区の農業委員さんは欠席されていますが、9月25日に関係者係者一同で現地立会を行い、委員さんに転用について問題がないとの意見をいただいています。</p>
事務局	<p>No.16、申請内容については総会資料のとおりです。</p> <p>申請地は、伊賀市役所大山田支所から西へ800mに位置する農用地区域内農地です。</p> <p>採取計画によりますと、全体面積2,193㎡、掘削面積1,827.5㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み、5,759.4㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後〇〇プラントへ搬出します。</p> <p>埋め戻し土につきましては、掘削深5mの内、旧表土を0.1m、山土を1.5m、旧床土を0.5m、改良土を2.9m充てる計画となっています。山土については自社の山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済みであり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。</p> <p>排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、用悪水路から服部川へ放流します。</p> <p>事業については自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しについては、当該申請者と〇〇株式会社が共同申請を負っており、預託金処理契約もされていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく採取認可申請が伊賀農林事務所に提出され、砂利採取認可申請に伴う事前審査が行われており、また隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。</p> <p>なお、本日、山田地区の農業委員さんは欠席されていますが、9月25日に関係者係者一同で現地立会を行い、委員さんに転用について問題がないとの意見をいただいています。</p>
事務局	<p>No.17、申請内容は議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、〇〇の北側に隣接しています。周囲を山林と宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用目的は従業員用の駐車場です。譲受人は医療薬品や化学工業薬品等の製造、販売、研究開発を行っており、本店は京都市にありますが、申請地の隣接に支店があり、事業規模の拡大に伴い従業員用の駐車場が必要になったものです。このような申請内容であり、今回の転用はやむを得ないと考えられます。</p> <p>工事期間は令和7年1月15日から2月20日までとなっており、土地造成は整地のみ、取水、雑排水は無く、雨水は自然浸透及び既設側溝へ放流する計画です。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、現地調査の結果及び補足説明をお願いするんですが、欠席している方が多い。阿保地区さんか？・・・先に府中地区さん。</p>
高田委員	<p>13番、9月30日に関係者で立ち合いを行いました。宅地に囲まれた土地で何ら問題はないかと思います。</p> <p>続いて14番、〇〇さんの住宅の横にある土地でして、以前から駐車場として使っているということで、何ら問題はないということでご審議よろしく願います。</p>
折戸委員	<p>10月1日に関係者一同で現場確認を行いました。先程事務局から説明があったとおり問題は無いかと思います。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>

西田委員	13番ですねけど、台帳地目が宅地になってますやんか。宅地やったら、こんな転用って要るの？ 現状が畑？
事務局	はい、現況が畑、現地確認しましたところ現況が畑でしたので～
西田委員	現況は畑か知らんけど、台帳上が宅地であれば該当せえへんのと違うんですか。
事務局	それ、まあ、申請して許可を得たいと言われてますので、あの・・・申請させて頂きました。
事務局	あの一農地法っていうのは現況、あの、本来現況主義ですので、はい。申請をあげることもできます。現況主義、現況主義、はい。
西田委員	は～？ そんなん・・・。
議長	登記上は宅地やろ？
事務局	そうです、はい。
西田委員	登記簿で・・・農地台帳にはあがってない訳ですやろ？そんなん農地違うやん。現況主義って、そんなんどうということなん。
事務局	まあ正直なところ、現状畑なんですけどバレないうちに宅地に戻しておいたら分からないかと思うんですけど、法務局に課税台帳を持っていくと、現況地目が「畑」って書いてしまってるんですね。登記地目は宅地なのに「畑」であると。
西田委員	登記地目は宅地やのに、利用は畑って場合は、それはまあ有り得るわなあ。しかし、登記が基やろう？
事務局	そうなんです。
西田委員	それやったら宅地やろ。
事務局	そうなんですけど、法務局が課税台帳を見て農地ってバレた場合は「現況が畑なんだから、農地転用が必要です。」って言われます。私らも土地の名義変更は「現況」でなければいけないとは聞いてはいますし、埋めてしまえば誰にも分からない気もしますが、法務局が「農地」と知ってしまったら・・・。
西田委員	法務局で問われるって事？
事務局	そうなんです。課税課が出す農地台帳で、現況が畑ですって書いてしまってるので。
西田委員	農地の管理は農業委員会や、法務局が管理してる訳ではない。だから、そこは開き直ったらわ？
西田委員	そんな例がある訳やな。
事務局	あります、10年程前ですけど。その時は、農業委員さんの親族の家を建てるということで登記地目は宅地になっていたんですけど、見に行ったら米を植えてあったんです。法務局に行ったらそれは宅地ではあかんって言われたそうで、ちゃんと許可を受けました。なぜ法務局が知ってるのかいうたら、固定資産税の台帳に書いてあったからばれたと。
事務局	そう思うでしょう。でも、かなり前ですけど私にも同じ経験があって書士にも聞いたんですけども、法務局が転用許可を取れて言ったとのことで申請を受けました。
西田委員	要は課税の根拠で宅地になったり畑になったりすると。台帳的には宅地なの？
事務局	宅地だったんです。
西田委員	法務局でいう登記法上はどうやって話か。
事務局	今回ので言うと、宅地になってきます。
西田委員	法律にも書いてあるの？
事務局	実際に該当する人が沢山いるのかって言えば、殆ど該当者はいないと思います。
西田委員	法律にも書いてあるの？

事務局	県が出している農地転用許可事務ハンドブックの中ですね、昭和27年10月2日の福岡高裁の判例として「農地であるかどうかは現在の客観的状态に従って判断されるべきであり、土地所有者の主観的使用目的や土地台帳の地目によるものではない。」とのことで、現況主義という形になります。
議長	他にございませんか。
西田委員	ごめん。砂利採取の復旧の話やけど、表土を10cmにするという計画を説明してくれてんけど、表土10cmはちょっと少ないですよ。普通15cmは最低、圃場整備の基準でも15cmやと思うんやけど、10cmっていう説明をしてもらってんけど、それでは今より表土が少ななるんと違います。最低でも15cmくらいはありますやろ、甲野くらいやったら。かえって田んぼが悪くなるような感じがするもんでね。
門口委員	説明者がね、15cmでって話を確認してね、説明して貰えたらね、良い話です。要は積んでおいてそのまま使用する。
議長	前もそのような話であったし。
事務局	前も表土10cmをと言われたんですけど、これ、あの10cmで、場所にもよりますけど10cmあったらまあ、法的に問題は無いと。法的に問題は無いと。
西田委員	法的に問題は無い!?
事務局	あの、その、砂利、会社の方にも聞いたんですけど。
西田委員	どんな法律?
事務局	ぞ、あの、砂利採取・・・
西田委員	砂利採取法にそんなこと謳ってある?
事務局	あの、法的・・・では・・・
西田委員	要は原状回復をせなあかん訳やろ。
門口委員	そや、そういう説明をしていかないとさあ・・・。
西田委員	現状より悪くしたらあかんやないか。
門口委員	そう。
事務局	で、ちょっとはもう、またあの一
西田委員	現状が10cmであればさあ、そりゃ10cmで仕方ないけど。現状が15cmやったら15cmにせなあかんで。
事務局	今日はちょっと地元の農業委員さんが休んでますけど、～
西田委員	当たり前の話やろう、前も言うてた話や。
事務局	ええ。あの、まだその、表土の下にちょっと粘土が出てですね、あの、表土と混ぜてしたら、するってこともあるっていうことで。
西田委員	圃場整備の基準、してる基準を見ても、そんな10cmの表土みたいなしやへんで。従来より悪い圃場にしたらあかんわ。まあ、この人がそれで納得してくれたら。恐らく気が付いてへんのとちゃう?
西田委員	これ、今だけと違って前もそうやってん。このような話。これやっぱ、最低限従来の調査、まずやる前にちょっと厚みを調べて、その厚みを最低限守らな原状復旧するようにしなあかんわ。
門口委員	よく解からんのやけどね。大事な話は、農地として復旧する保証制度やもんで、現場にメジャーか何か差し込んで10cmやったらね、さっき仰ったとおり表土10cm以上あるのってね、それは大丈夫ですって話をしてもらえれば、それで良いだけの話だから。やる前に、まず農地としてどうやって確認してもらったら、すぐ済む話。それをしてもらはないと。
西田委員	それは業者の責任や。それを指導するのが農業委員会や。
事務局	そこは確認させてもらいます。

西田委員	確認して、そうして下さい。
事務局	は、はい、わかりました。
西田委員	今度砂利採取が出ていたら、そういう手続きでお願いします。
議長	まあ、何回もこれ、なあ、あるんですけど、どこにもおかしてない、そのまままた埋め戻すということで、了解を頂きたいと思います。
議長	それでは、質疑を終結し、採決いたします。 議案第2号No.13～17について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.13～17について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.13～17については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	先程の太陽光と今の砂利採取、明日、県農業会議の常設審議委員会にかけますので、私、行って参ります。色々集中して質問される方もおられますけれども、今のような質問も時々ございます。あったとしても、すんなりと認めて頂いております。明日、頑張ります。
議長	続きまして、議案第3号「非農地証明下付願について」を議題とします。 議案第3号No.1～2について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、非農地証明下付願についてご説明します。 総会資料7ページをご覧ください。No.1、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、〇〇の〇〇の南に50mほどに位置する土地で、願出人が所有する家の裏になります。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に該当します。 当該農地は、昭和50年ごろに植林し現在も樹木が生い茂っており、木の太さから20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難なため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2です。申請内容は総会資料のとおりです。申請地は奥鹿野公民館から南へ約100mに位置しています。周囲を山林に囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であり、当該農地は30年以上前から耕作されておらず森林化しており農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。以上です。
議長	只今の説明に関連して、上野地区、阿保地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	ナンバー1につきまして、10月3日に現地確認。先ほど事務局からのご説明の通りでございます。〇〇の〇〇の裏面にありまして、その前が〇〇さんという、この畑、現況山林というの持ち主なんですけど、何故こんな59㎡だけ。前にも大分そういう樹木が生い茂ってる所があるんですけど、これだけ何故こうなったのかなと思って。しかし、そこへ行く道も無くて、私ら〇〇のフェンスを伝って行ったような状態で、説明いただいた通りだと思いますので、よろしく願いいたします。
折戸委員	10月1日に関係者一同で現場確認を行いました。杉が多く、直径50cmぐらいかな。3反いくらの敷地があつて、その一角だけシキビがあつて。綺麗なシキビですにやわ。事務局の説明どおりで何ら問題はないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.1～2について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～2について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議 長	全員賛成ですので、議案第3号「非農地証明下付願について」No.1～2は原案のとおり下付することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>総会資料8ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。新規設定9件、再設定2件で、田16筆。計画面積は合計22,502㎡です。</p> <p style="text-align: center;">(利用権全体説明)</p> <p>続いて、売買事業について説明いたします。総会資料22ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 595 所有権の移転を受けるものは川東の〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事村上亘さん、所有権を移転する土地は川東地内の田2筆、面積は合計1,962㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年10月29日を予定しています。</p> <p>整理番号 596 所有権の移転を受けるものは羽根の〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事村上亘さん、所有権を移転する土地は羽根地内の田1筆、面積は2,019㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年10月29日を予定しています。</p> <p>整理番号 597 所有権の移転を受けるものは予野の農事組合法人 〇〇 代表理事 〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事村上亘さん、所有権を移転する土地は予野地内の田4筆、畑1筆、面積は合計5,854㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年10月29日を予定しています。</p> <p>整理番号 598 所有権の移転を受けるものは予野の農事組合法人 〇〇 代表理事 〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事村上亘さん、所有権を移転する土地は予野地内の田1筆、畑1筆、面積は合計2,579㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年10月29日を予定しています。</p> <p>整理番号 599 所有権の移転を受けるものは川東の〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事村上亘さん、所有権を移転する土地は川東地内の田2筆、面積は合計3,064㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年10月29日を予定しています。</p> <p>整理番号 600 所有権の移転を受けるものは羽根の〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事村上亘さん、所有権を移転する土地は高畑地内の田3筆、面積は合計6,150㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年10月29日を予定しています。</p>

	<p>整理番号 599 所有権の移転を受けるものは川東の〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事村上亘さん、所有権を移転する土地は川東地内の田2筆、面積は合計3,064㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年10月29日を予定しています。</p> <p>整理番号 600 所有権の移転を受けるものは羽根の〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事村上亘さん、所有権を移転する土地は高畑地内の田3筆、面積は合計6,150㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年10月29日を予定しています。</p> <p>整理番号 601 所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 村上 亘さん、所有権を移転するものは大内の〇〇さん、所有権を移転する土地は予野地内の畑3筆、面積は合計4,692㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年11月22日を予定しています。 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第4号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。 少し休憩をしたいと思います。入口の時計で2時35分まで休憩といたします。
休憩	
議長	はい、予定の時刻になりましたので、会議を再開いたします。これからは情報交換会を開催いたします。本日は、22番の西口委員と、23番の喜久永委員にお話をいただきます。 日頃の農業、農村について、地域の実情や思っておられることとお話いただければ結構かと思えます。大体10分以内で、簡単をお願いをいたします。 それでは、西口委員からよろしくお願ひいたします。
西口委員	それでは、委員の皆さんに出来るだけ関心を持っていただけるようなネタを頂きましたので進めたいと思いますが、まず、農政の関係では今、総理大臣が変わりまして、米の生産を拡大しようというような話ですし、少し期待を持って見守っていきいたいなというところでもあります。 まず来年度の予算ですけれども総額は2兆6389億円。今年度に比べて16%、3700億円を上回る予算を案として上程いたします。この金額については、10年間、もう10年以上、2兆3000億というような数字で推移しておりましたんで、24年度は23年度に比べて3億円増。また、4年振りに増額に転じております。ただ、過去には最大で、1982年、だいぶ前ですけれども、3兆7010億円という予算がついておりますので、これと比べるとやはり農業予算というのは当時から4割減って、こういう現状であります。

それから農機の関係です、安全要件が少し変わって、国の補助事業で買われる、導入されるトラクターや田植え機、またコンバイン、こういった農機についてはですね、安全性検査への合格を要件とする方針を示され、これについては来年の4月以降に発売される、販売される機種を導入する場合、農業現場に安全な装置を持つ農機を普及させなきゃならんということで、安全性検査から新基準の運用が始まりまして、トラクターではシートベルト未着用時に警告を出すシートベルト、リマインダー、それからコンバインや田植え機では、運転者が席を離れると可動部が自動停止するインターロック機能、こういうことを備えないと、どうも補助金がというような話になるような傾向であります。

次に水田農業の関係ですが、令和5年産米、8月、相対価格で1万4784円というところで、前年同期から2182円の増、過去10年間では最も高い水準というところでございます。業者間のスポット価格は一部流通レートで5年産米では主要銘柄で2万5000円を超えるというような所も出ている。

それから、需給見直しにつきましては、食料品全体の価格の上昇が続く中で、米の価格の上昇が相対的に緩やかであったと。さらに、インバウンド等の人流の増加、そして、高温渇水の影響による精米歩留まりの低下、これらによりまして、令和6年6月末の民間在庫は156万t。これは前年の同期に比べて、141万tの大幅な減少になる予想であります。

次に、気になる作柄ですが、まずは全国的にはですね、2024年産米、東北地方など北のほうがやや良であります。それから東海4県、岐阜、静岡、愛知、三重、今のところ平年並みですが、実情を聞いてみると、もみが厚くなって、米になったら収量が減ってるなあ、というような声をよく聞くところであります。

そんな中で当管内、一番気になるところですが、まず、当管内の1等比率、これは近年低下傾向が続いております。昨年は悪いと言っても62%が1等でしたが、今のところ43.7%がという実績になってます。特に暑さに負けないような土づくりなどの基本技術の徹底が重要であると。夜間通水などの技術は、できるところできないところがあるわけでありまして、今までは遅植えを奨励してきましたけれども、近年の猛暑では対応できないところまできている。そういうところで、三重県では、本年から早植えの技術を試験をしているというところで、伊賀においても4月の気温が気になるところであります。

さらに、コシヒカリに代わる品種については、耐暑性品種は一定できておりますけれども、コシヒカリに代わる品種ではない状況、これは味の問題であります。新品種の開発については、最低でも7年必要になってきておりまして、うまいければポストコシヒカリになる品種も検討しておりますが、一般に出回るのは後5年必要だと、こういうところであります。

それから、緑戦略、みどりの食料システム戦略では、みどりの食料システム戦略を策定して、中長期的な観点から調達生産、加工流通、それから消費の各段階の取組とカーボンニュートラルの環境負荷軽減のイノベーション、これを推進をしている。そんな中で内容といたしましてはですね、現在見えるラベルというものに取り組んでおりまして、見えるラベルとは、より多くの生産者、それから販売事業者、そして消費者に環境負荷低減の取組がわかるようなラベルを張って見える化するものであります。当管内でも、特別栽培米のコシヒカリと、三重23号結びの神、これを申請をしております。今後申請が通れば、農林水産省のホームページで公表されますとともに、販売用の米袋にシールが張られていくということです。

それからマイクロプラスチックの関係で、コーティング肥料の被覆がらによる問題が取り上げられていますけれども、従来より30%程度プラスチックの成分を少なくした肥料に変更するとともに、プラスチックコーティングそのものを無くしたUF肥料を次年度産から提案します。UFというのは「ウレアホルム(ホルム窒素)」のことで、尿素とホルムアルデヒドを取って、縮合関係物ということで、ただしこれは元肥1発ではなく、2回目の穂肥が必要ということでもあります。また、元肥一発の可能性もあるかもしれないけれども、現在まだその技術までは達していないというところであります。

管内の作柄についてはやはり、1等になった方と残念ながらという人では、夏の一番暑い時に穂肥の回数を3回してもらったと、こういう人がなかなか等級が上がっていると、こういうことも聞いております。

西口委員

西口委員	<p>それですね、全体では46.2%の1等比率ですが、管内のばらつきが非常に大きい。一番高い一等比率を有しているところが95.7%ということで、ほぼ1等。地域言いますか、比自岐地区。それから友生が69%、それから三田が69%というところが高いところ。逆に低いところが例年等級の良いところが今年最低で3.8%しか一等米じゃない。これ残念ながら諏訪です。諏訪は例年等級が良いわけですが、今年ほぼカメムシ。大変カメムシが酷いということで、後の等級を落としているところは大体は乳白で落としてるんですが、諏訪についてはほぼカメムシやられてる、こういう状況であります。全体には、新居、諏訪、小田、長田が少し等級が悪い。上野南、比自岐、友生管内が比較的良い、河合も良いです。それから丸柱、山田ということも比較的等級が良いと、こういう状況に今なっております。</p> <p>最後にもう1点、今、担い手不足解消のためにマッチングアプリで、デイワークというものを利用して、担い手を確保をしておるわけです。10月までで今、生産者からは15事業所が、求人を募集されまして、また求人、働く担い手の登録は26名というところありますが、もっと担い手不足と言われてる中では、これを拡大はしていく必要があるというところで、今、JAといたしましても、職員に副業を解禁いたしまして、休日やそれから有給を取って農業に限っての副業を認めております。職員も今、7名副業を応募しております、1件の成約ができた、そういう状況で進めております。</p> <p>時間、10分ですね。</p>
議長	ありがとうございます。最後の方、非常に興味深い話でしたけれど、何か皆さんからご意見、ご質問。はいどうぞ。
吉岡委員	最低賃金、最低賃金を上げるとかいう方針らしいんですけども、この原資はどっから出るんですか。50円をどっから出してくるのか。
西口委員	一定、もう計画の中では今年も最低賃金が上がっていくだろうということで、計画段階から賃金のベースアップ分は見ていますし、どこから出るっていうのはすべての事業から収益は捻出して出しております。
吉岡委員	普通、事業所だったら、最低賃金上げるっていうの、一応理屈ではあるんですけども、農家の最低賃金をどう上げたらいいかわからないんで、毎晩寝られない日も続いてまして。
西口委員	三重県の最低賃金は、この10月1日から1,023円に上がってますんで、これを利幅してもらいたいところですが、やはりなかなか中小零細企業では、これ出せないっていうところが多いみたいですね。
吉岡委員	それともう1つは、スマート農業。効率の良い機械を入れたら労働力が減るから、そんだけ楽になるのでは言われるんですけど、機械を入れようと思うと元を変えやんなあ。今、元の機械って大体安くて800万、1千万円。それ幾ら米がなんぼ上がったって言っても皆さんどうです、買えますか？私は年も年だから余計にだけれども、とても買おうかなっちゅう気にならないんですけど。これ一番良いのは農協で機械を買ってもらって、それをリースしてもらおうとか、そういうのあったら良い。
西口委員	今はトラックが2台リースで使ってもらってるんですよ。で、今年はフレールモアをそこへ付けて、使ってもらえる。今、要望されているのはコンバイン、それから田植え機とこういう所もリースしてくれやんかと言われてる。これ、とにかく集中しますので時期が、なかなか難しいところがあるんですが、もう少し農機のリースについても広げていきたいとは思っています。
吉岡委員	一番良いのは確保して、一台ずつ置いてもらうのが良いねんけどな。というのも子どもも思ったりしていますので、現場に言っついてください。
西口委員	ご意見として、伺っておきます。
議長	他にございませんか。
西田委員	今年は概算金をだいぶ上げてくれまして有難い、嬉しいんですけど、ひよっとしたら返さんならんということは、大丈夫ですか。
西口委員	概算金、返すようなことはありません。ただ、来年の清算は、コシヒカリは赤字の計算をしていますんで、返してもらってことは無いですが販売努力は更に続けていきたいと思っています。
西田委員	赤字の計画って。

西口委員	清算です、清算の時点で、概算金を少し割るような最終販売価格になるんやないかと。ただ、他の銘柄とかプールしますんで全体では…。返してもらうことは絶対ありません。
西田委員	それは、赤字を覚悟で～
西口委員	やはり、伊賀のブランド、コシヒカリのブランド名を確保せにやなりませんし、一定の価格を付けないと米が集まらない。これが一番の大きな要因です。もう既に相当今、集荷は苦しんでおります。私共が18,500円出しました。で、業者さんはそれを見て19,000円、20,000円で買いにくると。そういう状況が続いておりますので。
西田委員	まあ、こういう状況が続いてくれればね。
西口委員	一年こっさりではどうかと。2、3年は続かないと。
西田委員	受給の関係で、来年度は緩めるっていう・・・。
西口委員	米をようけ作って輸出したらいいやないかと。あと、飼料用米の増加と。まあ、そういうところで、ここままいけば少し緩和になるのではないかとということも。
議長	よろしいですか。時間もきましたんで、これで西口委員さんのお話を終了いたします。続きまして、喜久永さんをお願いいたします。
喜久永委員	<p>今、ふるさと農協から農業委員に出させて頂いておりますが、農協のことは西口委員の方から詳しくご説明がありましたので、すごく自分ごとですが普段考えてる事とかをちょっと話させていただきたいと思います。</p> <p>私は、阿山の鞍田地区の中の上友田っていうところで田んぼを作ってます。中山間みたいなところが多くて、圃場整備はされてるけども、1反以上で3反以下ぐらいの田で、結構枚数が多いです。今も仰ったように、水の管理が大切やっていうことがあるんですけど、殆どかけ流しとかができない所ばかりで、溜池と水路と、あと川から共同のポンプで汲み上げるっていうところが多いです。私も子供と仕事もしてますので兼業農家なんですけども、やっぱりその伊賀米こしひかりっていうブランドを、ちょっと難しいなと思いつつもやっぱり伊賀にいるから伊賀米こしひかり作りたいうので、一応今は何とかやっています。で、上友田は農業をしてる人何人ぐらい居るのかなと思ってこの間から数えてみたら、〇〇っていう法人が今ほとんど20町以上作ってくれて、あとは農家組合みたいな、昔の農家組合みたいな仲間で機械持ってやってるっていうところが2ヶ所ぐらいあって、あとは個人の農家が何人いるかっていうと、20人もいいひんかなっていう感じです。ここで地域計画って今さん言われてますけれども、自分ももうあと何年できるかっていう話があって、周りのを聞くとそういう人が多いので、次託せるところもちょっと難しいなあっていう感じで、自分どころか、5年、3年難しいなっていう感じはしています。</p> <p>あとは、昨日ちょっと前に新聞を見てたら、今後20年で農業人口は現在の約4分の1ぐらいまで減少するだろうっていう見込みが載ってました。もうなんか、今大きくやってもらってる法人さんも、こないだの〇〇さんみたいなこともありますし、ちょっと、どンドンそこへ任せてしていても、それが正しいかそれしかないんかっていう、多分皆さん同じような考えと思います。</p> <p>あと、だから私ちょっと役員もさせていただいてるので、新規農業者とかの面接もあるんですけど、ちょっと大丈夫かなっていう計画とかを持ってこられる方もいますけど、そういう方をちょっと大事にして今後、農協ですし行政も農業委員さんにもその後押しして、そういう人を増やして欲しいなっていう風に考えてます。</p> <p>あと、今やかましく言われてる女性の登用っていう話なんですけども、いっこ私は、皆さんちょっとご存じないかもしれませんが、三重県には三重県農村女性アドバイザーっていう人がいて、これは農村、海側は漁村アドバイザーっていうんですけども、農林水産とか地域活動に意欲的に取り組む女性をアドバイザーとして、知事が認定しているっていう制度です。ちょっと他の県にあるかどうかは分からないんですけど。</p>

喜久永委員	聞くところによると昔、全然こういう場所に女性がいなかった時に、その先輩たちが女性って結構肩書きが付いてない方が多いんですよ。それで出て行くっていうのは、意見を言うとか出て行く場所に、その肩書きが無いとちょっと行きにくいっていうので、県の方にこういう制度を作って頂いたと聞いています。私もこれを、平成21年から認定を受けて拝命してから、農協さんの女性の委員とか総代とか、そういう所へ出させて頂いて、色々勉強もさせて貰いました。それで、今代理していただきます〇〇さんとも知り合いましたし、そういうので女性が出て行きやすい状況を、今これもちよっと減ってきてるんですけど、今現在90名三重県だけで100人ちょっと足りないぐらい居ます。で、伊賀名張地域って言って、伊賀名張で10人ちょっと。ちょっと三重県の女性アドバイザーって検索してもらったら名簿も出てますし、何してる食育の教育したり、地域で色んな活動してもらっております。ちょっとそれも紹介したかったので、はい、以上です。ありがとうございました。
議長	はい、ありがとうございました。農業の農、女性組織っていうのは色々あります。森下さんが何かやってる。で、次に森下さんの話も聞けると思うので、また、あります。今の喜久永委員の話で何かご質問等ございましたら。
森下委員	ちょっと男性方に聞きたいんです。自分の奥さんがこういうリーダーになろうっていうような組織のところへ行って、みんなと交わりたいなあって言ったら、「行っといで行っといで」って皆さんお年も私よりちょっと下くらいだから奥さんもちょっと下なんだろうけど、そんな場合快く行っといってって言われる方って、どれくらいいらっしゃるんでしょうか。それとも「家の留守番しとけ」って人が多いのでしょうか。それによって、本当に女性に「そんな所に行って、ちょっとリフレッシュしておいで。色んな情報を得ておいで」って言われる旦那さんだったら女性も出やすいけど、お姑さんも居られて家族もっていう仲だったら「止めとこか」になってしまうんで。やっぱり男性方が快く女性がそういった場へ出やすいような状況を作って頂いたら、勿論お嫁さんを見ていて応援してあげるのも良し、自分の奥さんの後押しをしてあげて頂けたら有難いのですが。皆さんはどっち派やろう。戦後派か、若いけど戦前派の考えやろうか。
議長	みんな「うん」って言ってたで。何かこの件に関してありますか。
森下委員	ここでやったら「頑張んなさい」って言うけど、家へ帰ったら「おかはん、家で留守番しとれ」って言うのと違う。
吉岡委員	そりゃみんな本気やと思うわ。
議長	森下さん、何かありますか。
森田委員	ないです。
議長	何かございませんか。
森下委員	理解を示してるんか、示してないんかわからんわ。
議長	みんな「うん」って言ったって。
西田委員	あれ、「行く」っていったら「ああそう」って。止めへん。
議長	私もそうです。
西田委員	総代してましてな、女性の総代。地元でなれって言われて2期くらい。もう、3期もって言われていい加減ほかの人居やへんのかって言うたら「居やへん」って。なかなか総代のなり手がおりませんのや。
議長	総代も、女性の方が多いですね。
西田委員	いやあ、女性総代って枠があんにやわ。
西口委員	今は女性総代が15%以上要るっていう。
議長	そういうことで、次回の森下さんの話も期待して下さい。これで喜久永さんのお話を終わっていきたいと思います。
議長	次は先程申しましたとおり森下さん、それから8番の松永さんをお願いします。

議 長	事務局から何か。
事務局	<p>私の方からは、皆さんの所へ10月2日付でお手紙を送らせてもらった研修会、10月24日開催ですね、その研修会について、今週が出席欠席のご連絡いただく締め切りとなっておりますので、まだご連絡を頂いていない方については、今日言って帰ってもらっても結構ですので、明日が締め切りですので、そちらをお願いしたいと思います。あとですね、前回の合同の研修会につきましては、皆さんご協力いただきまして有難うございました。タブレットのアプリについて説明させて頂いたところなんですが、一回くらい説明を聞いて貰っても理解し辛いと思いますので、現地確認の際などに呼んでいただきまして事務局が行くということで終わらせて頂きました。タブレットの使用方法については、紙での説明よりもよっぽど現地で一緒に使用させてもらった方が良いのかなって事務局でも思っていますので、はい。</p> <p>現地確認でもいいですし、行く前にどこか会議室等へ事務局を呼んで頂いたら行かせてもらったりしますので、一緒に画面を見ながら使用してみようというふうに思っていますので、またご連絡いただきますようによろしくをお願いします。</p> <p>あとですね、前回の合同研修会の日に、紙媒体として運用基準と遵守事項を確認してもらったということで誓約書を、タブレットを持って帰ってもらうということで、誓約書に署名を書いて頂いたんですが、その時あまり内容をお話させてもらう時間がありませんで。</p> <p>このパソコン、タブレットを使うについては、何せ個人情報が見れてしまうこともあって、簡単に言うと、農業委員さんが業務として使ってもらうのは当然、委員さんも僕ら同様公務員ですので構いませんけれども、どこかの場面で個人情報を他の人に見せたりとか、タブレット自体を全然農業委員会と関係ない人に使われてしまったりとかするのは止めて頂きたい。このタブレットについては農業委員会からの貸し出しみたいな形になってますし、禁止事項としては、委員さんはしないとは思いますが、内部の改造とかソフトをダウンロードするとかしないで欲しいのと、YouTubeとか関係ない物を見ないということ。当然僕ら事務局が日常使用しているパソコンもそういうことはできませんので、公務員としてやっぱりそこだけは守っていただくということ、どうしても個人情報を見ることができませんので、そういったことを仕事以外に使われる、第三者に登記情報などを教えてしまうと、ちょっとまずいかなということになるので、お気をつけ頂きたいと思います。</p> <p>詳細は、お渡しさせてもらってある遵守事項に書いてありますので、お金が課かるようなサイトは見たらあかんとか、タブレットの画面がスマホより大きくて見易いのでとお孫さんとかに使用させてしまわないように。一応タブレットの関する利用料金は、うちの事務局が月間幾らってう請求がきますので、定額ではありますが何に使ってるのかも調べることができますので。</p> <p>だけど、あんまりな使い方して、お風呂に浸かってしまったりとかになると、ちょっと修理費をお願いすることになる可能性もあるし。それで、その入れ物も買わせて貰ってもあるんです。致し方ない故障ってあるとは思いますがね、機械物だから。急に電源が入らへんようになったとかの不具合については、事務局の方に言ってもらったら修理等もできるとは思いますけど。どこかへ持って行ってなくしてしまったりは、工作中であってもあかんと思いますけどね。紛失にはお気をつけただけたらと思います。簡単に言ったらお仕事で、農業委員さんの業務として使っていただくには、どうぞ使ってくださいって話なんです。だけど、それ以外についてのこと、機械の蓋を開けて改造するとか、色んなソフトとかを入れたりしないでということです。僕らが使っているパソコンと一緒に、持って帰ったら駄目だとか、私用に使っては駄目だとか。プリンター用のドライバーすら許可無しには入れられへんし、家から持ってきたUSBメモリーとかをさして、ウイルス感染させたりしたら懲罰ものだったり、ほぼほぼ委員さんと同じような内容になってますので。</p>

事務局	<p>今までも、農地転用の申請書等用紙についても、それをコピーして誰かに渡すだとか見せるだとかしてないのと、おんなじ事なんです。機械物なんでちょっと今までとは違うところもありますけれど、農地パトロールの方法についても、僕らも一緒に今も勉強してるところですけども。</p> <p>まだまだ知らない使い道っていうのも色々あるようですので、皆さんの仕事に、業務が少しでも簡単になるようにとか、楽になれば良いと思って勉強をさせて貰っているところです。まだまだタブレット用のソフトとか、国の方も前へ進んでいくと思いますので、その都度何かありましたら、システムの更新等ありましたら、預からせてもらってでも更新させていったりもしますので、その節はまたご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。すいません、私からは以上でございます。</p>
議長	あの、よろしく願いいたします。
議長	<p>次回の総会は、11月8日(金)午後1時30分から、伊賀市役所5階501会議室で開催いたします。お間違いのないようお願いいたします。</p> <p>それでは、伊賀市農業委員会第16回総会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 7年 8月 8日

会長

坂本 榮二

⑩

議事録署名者

高田 満

⑩

議事録署名者

西田 富司夫

⑩